

一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

施設の種類	構造・使用・管理基準
コ - クス炉	<p>(1) 装炭作業は、無煙装炭装置の設置するか、装炭車にフ - ド及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと</p> <p>(2) 窯出し作業は、ガイド車にフ - ドを設置し、及び当該フ - ドからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフ - ドを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバ - 等を設置して行うこと</p> <p>(3) 消火作業は、消火塔にハ - ドル、フィルタ - 又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと</p>
堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること</p> <p>(3) 防じんカバ - でおおわれていること</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること</p> <p>(5) (1) ~ (4)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p>
ベルトコンベア バケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフ - ド及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること</p> <p>(4) 防じんカバ - でおおわれていること</p> <p>(5) (1) ~ (4)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p>
破碎機、摩砕機	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること</p> <p>(2) フ - ド及び集じん機が設置されていること</p>
ふるい	<p>(3) 散水設備によって散水が行われていること</p> <p>(4) 防じんカバ - でおおわれていること</p> <p>(5) (1) ~ (4)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</p>